

霞ヶ浦導水事業の影響とその対応



大森富夫議員

質問 ①那珂川へ取水口を取り付ける事業が始まるにつつ、関係する漁業者と農業者への影響を、町はどのように把握しているか伺つ。

②この事業が稼動すると、那珂川の生態系に重大な影響を及ぼすことになると思つが、どのような考えを持っているか。

③那珂川の天然アユ漁獲への影響をどのように考えているか。

④三川又の圃場に取水することにも大きな影響が出ると思われるが、調査・研究はしているのか。

⑤町主導による対策委員会を立ち上げ、国交省や農水省に対して事業中止を求めているべきではないか。

答弁（建設課長） 霞ヶ浦と那珂川を結び、相互に水を交換し、霞ヶ浦の水質浄化、那

珂川の既得用水の補給及び都市用水の確保を図る事業と聞いている。

那珂川の生態系、天然アユの遡上、農業用水等への影響については、詳細に調査し、各関係団体と協議して、理解を得られるよう努力していると聞いている。

全国学力テストの結果と町の対応

質問 ①全国学力テストの結果が公表されたが、当町ではこれをどのように受け止めているか。

②各学校の情報を公開すれば、関心が集中することになると思つが、情報の公開についてどのように考えているか。

③個人情報について、子どもと保護者にとつて説明したか。今後の指導にどのように生かしていく考えか。

④学校評価について、どんな基本的見解を持っているか。

⑤テスト結果は子どもや保護者に少なからず影響を与える。このことについてどのような見解をもっているか。

答弁（教育次長） ①当町の小・中学校の状況は、全国と比較してほぼ同程度であった。

②小・中学校の各教科の平均正答率を公表すると、学校の序列化など、弊害が生ずる恐れがあり、公表は行わないこととした。

③学力テストの結果は、あくまでも評価の一部であることと十分に理解してもらえよう配慮し、個人表を配付するよう各学校に通知した。

④各学校の指導力を測る指標は、学力だけではなく、知識・徳・体をいかに育てていくかが大切と考えている。今回の学力テストは、国語と算数、数学であり、この結果をもつて学校の指導力の評価をくだすべきではないと考えている。

⑤人を評価することは、大変難しいと考えている。今回の結果は、子供一人ひとりの学習状況を確認する資料として活用し、今後の学習指導に役立てていきたい。

県営産業廃棄物最終処分場建設問題について

質問 ①不法投棄者に対し、撤去命令・措置命令を出さなかったことは、行政の不作為ではないか。

②代執行はできないと言いつながら、県が不法投棄物撤去を理由に、最終処分場建設を推進することは、事実上の代執行であり、矛盾するものである。大量の産業廃棄物を運び込むために不法投棄物の処理を利用している。これは、謀略ではないか。

③備中沢の森林を破壊しながら、県が森林税を徴収することは道理に合わない。どのような見解を持っているか。

④備中沢は県立自然公園として指定されており、ここに処分場を造ることは、容認できない。県立自然公園の扱いはどうなるのか。

⑤進入路建設の見通しが立たないのに、用地買収を進めるのは、やめるべきではないか。町は用地買収に手を貸すのをやめるべきではないか。

⑥処分場において処理された排水の放水管敷設について、未だに何の説明もない。排水管敷設は、どのようにしているのか。

答弁（環境整備対策室長）

①北沢に不法投棄された平成2年当時、行政としてはできる限りの対応をしたものと思つている。

②北沢の不法投棄物の撤去費用や処分場建設のための費

用を考慮して、最小限の規模で計画されたものと聞いている。

③平成20年度から導入されることになっているが、備中沢については、里山保全ゾーンや水辺空間ゾーンを配置し、森林の保全に配慮されることになっている。

④自然環境に十分配慮するとともに、自然との調和を基調とした整備が行われると聞いている。

⑤県では搬入路を含めて事業用地としており、処分場の早期着工に向け、着実かつ計画的に用地買収を進めていくこととしている。町においても引き続き、用地取得に協力してまいりたい。

⑥具体的な内容については、今後、実施設計の中で、検討されることになっており、関係者についても説明等があるものと思つている。

（他に道路問題と町基金についての質問項目がありますが、紙面の都合により、掲載を省略させていただきます。）



行政サービスについて



桑原勇一議員

質問 ①土・日の窓口業務について、職員は何人で対応しているのか。市民の利用状況は、どのような要件のもので、何件あるか伺う。また、職員に対する指導のあり方を伺う。

②広重美術館の駐車場について、駐車場が毎日満車に近い状況である。職員で停めておく方もいるのではないかと声を耳にする。町職員の駐車場は、元ひびり幼稚園跡地となっているはずである。今後、どのような対応をしていくのか伺う。

答弁 (総務課長) ①勤務時間は、午前8時30分から午後5時30分までで、当直の人員は役場本庁、小川支所とも、それぞれ2名の職員が勤務している。

関係の受付については、死亡届が52件、婚姻届が18件、出生届が3件、養子縁組関係の届け出が1件、苦情等の受付が18件である。苦情等のうち多いのは、水道管の破裂とケーブルテレビの件である。平成19年1月から10月現在までの戸籍関係の受付については、死亡届が42件、婚姻届が12件、出生届が2件、認知届が1件、死産届が1件、苦情等の受付が15件である。

小川支所の状況は、平成18年1月から12月までの戸籍関係の受付については、死亡届が30件、婚姻届が3件、出生届が3件、案内・苦情等の受付が127件である。そのうち、かたくりの花開花に関する問合せが86件で、キャンペーン等の観光案内が12件である。苦情として最も多かったのが水道水のにごりであった。平成19年1月から10月現在までの戸籍関係の受付については、死亡届が21件、婚姻届が3件、離婚届が1件、案内・苦情等の受付が124件である。

当直する職員に対する指導

については、マニュアルを作成し、戸籍対応ができるような指導をしている。

②広重美術館の駐車場は、県の管轄であり、規制するのは現状では難しいと考える。職員の利用については、所定の場所に駐車すべく取り計らいたい。

観光協会の問題について

質問 今回の不正経理問題について、町としてどのような対応を取ったのか。観光協会に対して、行政指導を行ったのか。また、補助金のペナルティはどうなるのか伺う。

答弁 (商工観光課長) 不正経理の問題については、観光協会内に調査委員会を設置し



て、経理の状況を調査し、その結果は理事会に報告され、対応策が協議された。その内容は、調査の結果判明した使途不明金については、本人と話し合い、全額弁済されたこと、観光協会に対しての謝罪文が提出されていること及び職員はすでに退職していることである。町としてもこの調

査委員会にメンバーとして参画しているので、その内容は十分把握している。

結果に基づく対応は協会として決定するものであり、町としては協会の要請に応じて、指導は何回となく行ってきた。このような中で、観光協会を立直すということが観光行政を推進するうえで最も重要である。早期解決のため、住民に対しても、対外的にも町のイメージダウンというものを最小限に食止める必要があったと考えている。

補助金のペナルティについては、不明金が全額弁済され、実害がなかったことに加え、事務局体制をより充実し、事業推進を図っている状況であり、補助金の減額・返還は現在は考えていない。

平成20年度予算編成に対する町の姿勢を問う



鈴木雅仁議員

質問 地方分権、税源移譲、

交付金の削減という国の三位一体の改革によって、地方経済は厳しい状況に置かれており、那珂川町のように過疎化の問題等を抱える小規模自治体は、悉く衰退しているのが現状である。

平成19年6月に制定された

「地方公共団体健全化法」では、早期健全化団体・再生団体に該当する自治体は、国の徹底した関与により、財政改善を行わなければならない。平成20年度予算は、「健全化法」の算定基準であり、自治体の未来に関わる重要な予算である。現在のところ、当町はどちらにも該当しないというところではあるが、中長期的スパンで見た場合、安心して

はいられない。

町の財政も厳しい中ではあるが、原油の高騰などにより町民の生活も益々厳しい状況下に置かれている。こうした現状を踏まえ、平成20年度予算編成に当たり、町民生活に寄与する政策をどのように考え、どのような方針で取組むのか、町の姿勢を伺う。

答弁（町長） 平成20年度の予算編成については、枠配分予算制度を試行的に運用することにより、限られた財源の効果的・効率的な運用を基本に人件費や物件費、補助費等の消費的経費を削減し、できる限り投資的経費を確保することとしている。常に住民の視点に立ち、最小限の経費で最大の効果を上げるよう、創意と工夫により住民サービスの向上に努めるよう指示している。

町民の生活に直接寄与する政策については、基本的には総合振興計画に基づいて実施し、特に来年度が最終年度となるケーブルテレビ高度化事業、道路網の整備、小・中学校の統廃合整備などに重点を置いていく。

平成20年度からの「健全化法」に対する財政指標の公表については、国の数値・基準

がまだ明確に示されていないが、それらにも積極的に取り組むたいと考えている。

行政サービス向上の取り組みを

質問 住民のために役立つサービスや情報を、いかに丁寧かつわかりやすく、また高品質に提供できるかが行政に対し強く求められている。当町の行政サービスにおいても、まだまだ取組むべき課題は多いと思われる。

岩手県の滝沢村は、住民を顧客という視点で捉え、お客様である村民へのサービス徹底のために「経営品質向上プログラム」の実施に取組み、「日本一顧客に近い行政活動への挑戦」をスローガンに行財政改革とサービスの質の向上を行っている。

また、大分県の臼杵市では、「行政サービス検証システム」を導入し、各サービスの達成目標を定め、必要性、有効性、効率性を事業ごとに検証し、公表している。その結果を市民が意見書等によって評価を行い、それらを参考に行政サービスの改善につなげている。

当町の行政サービスの改善や役場全体の意識改革を図る

ためにも、こうした「経営品質向上プログラム」や「行政サービス検証システム」の導入について、町はどう考えるか伺う。

答弁（企画財政課長） これらのシステムは行政運営を経営活動として捉え、仕事の内容を評価し、絶えず改善を行いつつ、低い行政コストで質の高いサービスを地域住民に提供しようとする行政評価制度の一つと考えている。このことから、現時点で当町では、行財政改革において平成20年度から第三者による評価を視野に入れながら、行政評価を実施することとしている。

鳥獣の被害対策は



橋本 操議員

質問 吉田温泉神社付近に生息する野鳥により生活環境の悪化や神社境内、山林、農地等に被害を生じている。また、那珂川では、カワウやサギが魚を食へてしまう被害や、山合いの農地では、イノシシが田畑を荒らす被害が出ている。町としてどのような対策を講じているのか伺う。

答弁（農林振興課長） 猟友会にお願いし、5月にはカモやカラスの捕獲をし、イノシシの捕獲は、4月から11月まで108日実施し、カワウについては4月に県内一斉に追い払いを実施しているが、被害の解消にはつながっていない。サギについては、適切な方法がなく、今後引き続き研究していきたい。

イノシシについては、茨城、栃木両県が広域で連携し電気柵の設置や生態系の調査など

さまざまな取り組みをしている。被害の防止、軽減に努め捕獲したイノシシを特産品として活用することを具体化して行きたい。



企業誘致策について

質問 当町出身で事業に成功している方や当町に在住する縁故者の力を借りて企業誘致をしてはどうか。また、町は、どのような誘致活動をしているのか伺う。

答弁（商工観光課長） 官民問わずあらゆる手段を利用して誘致を進めている。パンフレット等も民間の方が十分に

使えるよう、内容の改変をし増刷していきたい。県工業団地連絡協議会などと連携し、案内冊子の作成やパンフレットの配布、ホームページでのPRなどを実施している。

商工業の活性化を

質問 当町の商工業の衰退を町はどのように考え、対策を講じているか。また、公共事業や物品の購入など、当町の業者を優先に考えているのか。
答弁（商工観光課長） 経営者の高齢化、後継者難を要因とした空き店舗数もふえ、憂慮すべき事態になると思っ

ている。馬頭市街地については、電線類の地中化やバリアフリー化などの整備を実施し、中小企業振興資金の融資制度を設けて振興を図っている。

地域医療は万全か

質問 ①県内の中核病院が医

師不足から従来の医療体制の維持が難しくなっているが、那須南病院は、どのような体制になっているのか。また、これからの見通しを伺う。

②当町の町民が受診している医療機関の地域別の比率は、どのようになっているのか伺う。

答弁（健康福祉課長） ①定員20名に対して15名で、5名不足している。常設の診療科目は内科、外科、小児科、眼科、整形外科があり、整形外科は非常勤医師が週3日体制、泌尿器科、皮膚科が週1日、耳鼻咽喉科が週2日、開設している。小児科、外科、整形外科は定数を満たしていないが診療体制はできている。

今後とも医師の確保に努め、安全で信頼のおける医療サービス

の提供ができるよう、体制の充実を図っていききたい。
（住民生活課長補佐） ②平成18年度の国民健康保険及び老人保健の被保険者の診療は入院は町内が10%、町内と那須南病院を除く県内が80%、県外が4%となっている。入院外は町内が12%、那須南病院が2%、町内と那須南病院を除く県内が78%、県外が8%となっている状況である。

豊かな自然と共生する まちづくりとは何か



小林 盛議員

質問 「豊かな自然と共生するまちづくり」とは、那珂川町の将来にあるべき姿として、重要なものと考えられる。当町の主力産業である農林業・観光業などは、その豊かな自然が大切な要素であることは、明らか

な自然を守り、育み、次世代に継承しながら、それをまちづくりに生かすということが、「豊かな自然と共生するまちづくり」だと考える。そこで、平成19年度においてはどのような取組みが行われているのか。併せて、平成20年度には、どのような取組みが予定されているのか伺う。また、処分場の受け入れと「豊かな自然と共生するまちづくり」は矛盾しているのではないか。この相反することに説明を求める。
答弁（町長） 平成19年度については、環境基本計画の策

定を初め、不法投棄の防止、

河川の水質検査、不法投棄された産業廃棄物の適正処理のための県営最終処分場建設の促進に取り組んでいる。平成20年度には、引き続き環境基本計画の策定を初め、不法投棄の防止、県営最終処分場建設の支援、リサイクルの推進などを図る予定である。

「豊かな自然と共生するまちづくり」については、不法投棄された産業廃棄物の適正処理なくしては、振興計画に掲げた町の将来像の実現はな

いものと考えている。

北沢の不法投棄物の数量 はいったいいくらなのか

質問 前回の議会でも、警察から説明を受けての責任ある答弁を求めた。答弁では、なぜが警察が逮捕時に発表したということを繰り返しているだけに過ぎない。平成12年に詳細調査を行い、「ゴミの量」が、3・1立方メートルだったと発表している。不法投棄の量に大きな違いがあることを発表したのであるから、その「ゴミ」がどこから来て、だれが捨てたのか、警察はそのことに答える責任がある。確認を取ったうえで、答弁をしてほしいと再三言っているのだから、警察に確認を取ったうえでの答弁をいただきたい。これでは、質問が前に進まない。

答弁（環境整備対策室長） 警察が発表した1・2立方メートルは、警察が捜査において確認した量であり、その後、県が実施した現場掘削、測量などによる詳細調査の結果、不法投棄物の量としては、3・1立方メートルと推計している。



北沢の不法投棄は 法に則り解決を

質問 法治国家である日本においては、すべての問題がそれぞれの法律や条例で解決できるようになってきている。不法投棄の問題は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正が平成15年6月11日に行われ、平成9年廃棄物処理法改正法の施行前に、不適正処分が行われた産業廃棄物であっても、生活環境の保全上、支障を生じ、または生じるおそれがあるものについては、早期にすべての事案について問題解決を図ること。そして、不適正処分の行為者及び産業廃棄物の処分に至るまでの間に、その適正な処理の実施を確保することを怠った者に対して、廃棄物処理法に基づき措置命令を出して、支障の除去等の措置を負わせること。としている。北沢の不法投棄問題を処分場建設によって解決すると明言しているのは、町民に対する詐欺行為ではないか。

不法投棄問題の解決方法については、町としてもその可能性について検討し、協議してきた。県に対しても要望してきたわけであり、埋め立て処分先の確保が困難であることや多額の公的負担を伴うことなどから、断念せざるを得ないとの判断であった。このため、町としては、将来に禍根を残さないためにも、全量撤去が必要との考えから、県営の最終処分場を建設して、解決を図ることが実現可能な最善の方法であると考えている。

答弁(町長) 北沢の



県営最終処分場建設予定地付近

児童・生徒の立場に立った 思いやりのある学校統合を



益子明美議員

質問 ①教育長の教育理念と、那珂川町の学校教育の現状と課題について、どのように捉えられているか伺う。
②学校統合に伴い、通学に関してさまざまな問題の声があがっている。中学生に対する通学補助は、東中から統合する生徒のみならず、もともと馬頭中に通っている生徒に対しても公平に全額補助すべきではないか。また、馬頭小へ統合する和見地区においても安全性や公平性への疑問の声があり、関係者と納得いくまで協議すべきであると考えられているがどうか。

の本町の教育のあり方については、自然豊か、安心できる家庭環境、早寝早起き朝ごはん等しっかりと生活習慣、学校と保護者の信頼関係と協力体制など、今ある財産を十分に生かすこと。また、単学級や複式学級の課題を克服するため合同での学校行事の開催を検討したり、先生方が意欲的に教育に当たれるように事務局として一生懸命援助していきたい。知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成にも努力したい。すべての町民が生涯にわたって学んでいくという生涯学習社会を構築していくことが、結果として学校教育の活性化につながる。その意味で地域の知識や技能を持つ人材を学校教育の中に取り込むシステムを是非つくりたいと考えている。

答弁(教育長) ①これから

③和見小、健武小、武茂小の廃校利用については、地域住民との協議はもちろん、広く外に向けての利用呼びかけをすべきであると考え、現段階での町の見解を伺う。

(教育次長) ②現在、通学対策部会においてスクールバスの運行路線、時間、乗車場所等の検討を進めており、公平性、安全性が確保されるよう努めていく。町営バス利用の生徒については、東中の生徒との差異が生じることな

るので、距離または補助率等の改善について、検討作業を進めている。将来的に統一が図れるよう努力していく。
③廃校利用については、検討組織を設置し、今後検討を進める。10月中旬に関係行政に跡地利用に関するアンケートを行った。武茂・健武地区では体育館と運動場の利用を、和見地区では校舎の一部と運動場を利用したいという意向が出されている。体育館については、4月以降も利用できるよう準備を進めている。

男女共同参画とDV問題への取り組みについて

質問 ①自治体は、地域社会の先頭に立ち男女共同参画の実現を目指す役割を負っている。当町に男女共同参画社会に向けての推進体制は構築されているか伺う。
②那珂川町に女性計画として指数目標はあるか。また、現在の審議委員会や職員の管理職比率はどれくらいか。
③女性が社会で必要な力を発揮するためのエンパワーメントについて、今まで町が行ってきた施策はどのようなものがあるか。また、公民館活動として、パソコン講座・起業

支援・キャリアアップ講座など開催してはどうか。

④改正DV法施行後、被害者の自立を促す自治体が支援する責任が明記された。町におけるDV被害の実態と支援内容はどのようなものがあるか。また、DV被害者の支援をしている民間シエルターへの運営支援をすべきと考えるが、どのような見解か。

答弁（生涯学習課長補佐）

①今後策定を予定している那珂川町男女共同参画計画に基づき、推進体制を構築していく。

②現在、振興計画に指標は示されていないが、策定予定の計画の中で検討する。委員会の女性の登用状況は、審議会5団体41名中5名で、12・2%、職員の管理職比率は39名中9名で、23・1%である。

③エンパワーメントについては、オピニオンリーダー研修参加への支援を行っている。また、県から委嘱されている男女共同参画地域推進委員には、普及活動をお願いしている。公民館講座については、町民要望を把握した講座の開催に努めていく。

（健康福祉課長）

④DV被害については、問題の性質上表面化しにくい実態もあり、

支援センターや警察、婦人相談所、一時保護施設などで支援している。町への相談件数は平成18年度で2件、平成19年現在までに2件である。町としては、保健師による相談窓口の配置をしている。民間シエルターへの補助については、各市町の状況を十分調査して検討していきたい。

県営産廃処分場問題について

質問 ①現段階での処分場予定地の買収はどれくらいか。

②エコフロンティア笠間で地元の買収は入らず茨城県と笠間市で環境保全協定を結んだ。当町も地元住民の意思を全く無視して、県と町とで環境保全協定を結ぶのか。地元3大字は含まれないのか伺う。

答弁（町長）

現在、事業用地の3割を超える土地を取得している。議員の言う環境保全協定と私が言う基本協定は自ずと違うものである。平成16年4月に4項目の要望をしており、保全協定とは内容が大きく違っている。当然保全協定については、地元3大字を含めて考え、町単独でやることはない。

体育施設の老朽化とその対策



福島泰夫議員

質問

体育施設の整備、清掃等は、利用者が行っているが、構造的な変化や老朽化による破損、またはそれによる事故の危険性は、管理者である町の責任であると考えます。そこで次の点について伺う。

①小川運動場の観覧席の破損によるけがの危険性と、長年の風雨等によるグラウンド表面の形状の変化と暗渠排水対策は。

②総合体育館は4人の職員が常駐しているが、小川体育館は無人的のため、目の届き方も違い、雨漏りはする、カーテンはボロボロ、鳩が飛び交う状況になっている。対策を伺う。

③馬頭運動場B面三塁側の排水対策と夜間照明の明るさ対策は。

④体育施設の維持管理における官民含めたボランティア

活動の実態と今後の方策。



小川運動場観覧席

答弁（生涯学習課長補佐）

①小川運動場の暗渠は、老朽化により目詰まりし、敷き砂等に対処している。観覧席の老朽化によるイスの劣化についても現状を把握している。改修に多額の費用がかかるため、計画的に対応したい。

②小川体育館は改修の時期にきていることは承知している。費用の面や改修方法を早急に検討し、対応したい。カーテンは交換時期であり、早急に対応する。

主要体育施設の利用状況（平成18年度）

施設名	年間利用日数	延べ利用人数
総合体育館	206	11,161
小川体育館	210	11,518
馬頭運動場	117	3,569
小川運動場	313	10,130

③運動場周辺の側溝の砂払いを考えている。
④スポーツ少年団の指導者及び保護者による運動場の整備、草刈り、清掃を年に数回行っている。また、小川運動場周辺をシルバー人材小川支部、40名から50名の方で、年1回ゴミ拾いや草刈りを行っている。

これからの英語教育

質問 文部科学省の調査では、平成18年度に全国で英語を教えている小学校は、95・8%

ごみ不法投棄防止並びに ごみポイ捨て撲滅宣言の町に



川上要一議員

に達しているとのことであるが、那珂川町は100%であると認識している。平成17年10月の中教審の答申後、教育課程部会や外国語部会において、昨年2月、3月に審議の過程が報告されているが、確実に英語学習の充実の方向に向かっている。そこで、那珂川町の英語教育の現状と将来について伺う。

答弁（教育次長） 英語教育の現状は、町職員が指導員となり、各学校を訪問している。訪問回数は、大規模校は年14回から18回、ほかの学校については8回訪問している。中学校については、外国語指導助手が英語担当先生とチームを組んで授業にあたっている。

将来の展望として、学習指導要領が変わり、平成23年度から週1時間、小学校高学年について英語が必修となることが予想されることから、町においては本年度、小学校の英語担当教員で組織した英語学習研究会を立ち上げて、将来に向けての検討をしている。英語教育を進めるのは、現場の先生である。国が実施するまでにあと3年あるので、この期間に教員の養成、研修を十分やっていきたい。

質問 北沢地区の廃棄物不法投棄事件は、県の最終処分場設置による当該廃棄物処理計画の現状にある。これらの問題が二度と起こらないように、ごみポイ捨て撲滅、また、ごみ不法投棄防止宣言の町として、他市町村に先駆けて社会にアピールすることで、那珂川町総合振興計画に示された、プロジェクト「自然、環境と共生するまちづくり」が積極的に推進されると考える。そこで次の点について伺う。

①「那珂川町環境基本計画策定会議」の進捗状況について伺う。

②不法投棄物監視員が設置され活躍しているが、不法投棄の現状について伺う。

③県内の他市町に先駆けて、ごみ不法投棄防止並びにごみポイ捨て撲滅宣言をし、町内外に広くアピールすることで、

町民の意識を高揚し、町民参加の取組みの充実と協働の町づくりが推進されると考えるかどうか。

答弁（町長） ③町としても今後、この撲滅宣言をすることが当然と考えており、準備期間を経て、前向きに検討していきたい。また、将来的には、環境日本一の町としての宣言ができるような、環境と共生するまちづくり、環境基本法の策定を内部で検討中である。

（企画財政課長） ①7月から9月にかけて、基礎資料に関するアンケート調査を実施し、10月には調査結果をもとに基本構想の策定作業を進めている。

なお、計画期間は、本年度が基本構想の策定、平成20年度は基本計画の策定の予定である。

（住民生活課長補佐） ②2名の不法投棄監視員が、月に10日、それぞれ那珂川町全域を巡回、監視するとともに、不法投棄物の回収作業を行っている。不法投棄監視員による発見や住民からの通報で回

収し処分した昨年の不法投棄物は、洗濯機が53台、テレビが29台、冷蔵庫が8台、使用済みタイヤが345本、その他建築廃材や廃プラスチック類であった。

立て看板を設置したり、不法投棄監視員や職員が巡回し監視にあたっているが、不法投棄される時間帯が夜間や早朝であることから、不法投棄がなくならないのが現状である。今後もお一層、監視、巡回の強化を図っていきたい。

首都圏（区・市部）との交流について

質問 町の活性化には、今までの交流とともに、首都圏（区・市部）との交流を進め、交流人口を増やしながら、町民が経済的にも潤うような事業を展開することにより、町も活力ある地域振興が図られると思うが、次の点について伺う。

①町の年間交流人口について伺う。

②交流による経済効果はどのくらいか伺う。

③東京都下の区・市部との交流関係ができればと思うが、考えを伺う。

答弁（町長） ③都市部との交流を積極的に進めている茂木町との交流を通して、いろいろな事例等を検討中である。特に現状の那珂川町は、いろいろな形で地域の活性化を図らなければならない。これには企画財政課や商工観光課、農林振興課など、すべてが連携して対応していきたいと考えている。



観光客をツバでおもてなし

（企画財政課長） 現在当町においては、みそ、ソバ、イモ焼酎づくりなどを通じ、都市との交流事業を展開しており、地場産業の振興につながる経済効果を期待している。今後、交流が盛んに行われている先進地のさらなる調査研究をしていきたいと考えている。

①当町における年間の交流

人口は、おおよそ197万人と捉えている。これらの経済効果は、町全体で20億円前後と推測している。

②道の駅・町内各直売所については、年間67万人の方が利用し、その経済効果は平成18年度で約5億7千万円と捉えている。

平成20年 第1回臨時会

平成20年第1回那珂川町議会臨時会は、1月31日に招集され、馬頭地区ケーブルテレビ施設整備工事（第2期）請負契約の変更契約の締結、財産の取得の2議案が提出され、原案のとおり可決されました。その内容は、次のとおりです。

◆馬頭地区ケーブルテレビ施設整備工事（第2期）請負契約の変更契約締結

馬頭地区ケーブルテレビ施設整備工事（第2期）請負契約について、今回240万300円を増額し、請負金額を1億698万300円に変更するものです。主な変更の内容は、スタジオカメラの増、映像音声調整編集装置及び番組自動送出装置の機種や方式

の変更などです。

◆財産の取得

小中学校教職員用パソコンの整備を図るため、ノートパソコン140台ほかサーバ、ネットワークストレージなどを購入するもので、指名競争入札の結果、那須塩原市の栃木コーポ株式会社東北支店と2千42万2,500円で契約し、取得するものです。



議会改革・議会活性化への取り組み

1月23日、第3回目となる議会活性化小委員会及び第6回議会改革調査特別委員会が開催されました。

各小委員会では、議会活性化についての協議がなされ、また、議会改革調査特別委員会では、議員定数、議員報酬、議会活性化についてのとりまとめが行われました。

3月には、特別委員会の報告書としてまとめられ、今後の議会運営に反映されることとなります。

議会のうごき

平成19年11月

- 9日(金) 教育民生常任委員会所管事務調査
- 14日(水) 総務企画常任委員会所管事務調査
- 19日(月) 議会改革調査特別委員会
議会全員協議会
- 20日(火) 農業委員と産業建設常任委員との懇談会
- 26日(月) 産業建設常任委員会所管事務調査
- 27日(火) 議会運営委員会

12月

- 4日(火)~平成19年第7回定例会
総務企画常任委員会
教育民生常任委員会
産業建設常任委員会
- 13日(木) 南那須地区広域行政議会

平成20年1月

- 23日(水) 議会運営委員会
議会改革調査特別委員会
議会広報特別委員会
- 31日(木) 平成20年第1回臨時会
議会全員協議会
議会広報特別委員会

議会を傍聴しませんか

皆さんの身近な問題などが審議されます。
あなたも一度傍聴してみませんか。
平成20年第2回那珂川町議会定例会は、
3月4日開会の予定です。

報告の詳しい内容については、次号「議会だより第11号」で、お知らせいたします。

編集後記

▽ 昨年は、世界中で異常気象が吹き荒れた。パングレadeshや欧州の洪水、オーストラリアの干ばつなど、地球温暖化の進行がますます加速するとの見方がある。

▽ 県では、「栃木県環境学習・環境保全活動推進指針」をまとめた。協働や人づくりを重視し、一人ひとりが地球温暖化などについて、理解と認識を深め、日常生活での取り組みを実践していくことが重要であり、「環境にやさしい潤いのあるふるさと、とちぎ」の実現に向けて推進すると言っている。

▽ 農業でも、林業でも競争にさらされている。中山間に生きて、いかに効率的に金を稼ぐか、難しい。自信を持って「山や畑は我々が守っているのだ」と言えるだろうか。先祖代々受け継いだ田、畑、山が荒れ放題になっては悲しい。そこに暮らす人々が心豊かに希望を持って生活できる。そんな中山間地になってほしい。

議会広報特別委員会

委員長 阿久津武之